

2018年の食品衛生法の一部改正とそのねらいについて

元墨田区食品衛生監視員 笹井 勉

食品衛生法等の一部を改正する法律が2018年6月13日に公布されました。施行にむけて、政省令の改正作業が進行中です。今回の一部改正について考えてみます。

●食品衛生改正の背景

厚生労働省は改正の背景として次の3つを上げました。

① 前回の改正から15年が経過し、生活様式が変化

- ・共働き世帯や高齢者単身世帯が増加している。
- ・調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりがある。
- ・食へのニーズの変化、輸入食品の増加など、食のグローバル化の進展があった。

② 食中毒は下げ止まりだが、都道府県を超える広域な食中毒事案の発生

- ・食中毒事件拡大防止と発生件数を抑制する必要がある。
- ・より一層の衛生管理、行政的的確な対応が喫緊の課題となっている

③ 2020東京オリンピック・パラリンピック、食品輸出の促進を見据える

- ・国際基準と統合的な食品衛生管理が求められる。

●食品衛生一部改正法の概要

厚生労働省では改正法について次のように説明しています。

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP(ハサップ)*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際統合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める 34 業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7. その他

(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

施行期日：公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし1.は1年、5.及び6.は3年)

●食品衛生法の一部改正のねらい

—食品衛生法改正の本当のねらいは—

①食品の輸出入を増加させるため⇒アベノミクス日本再興戦略のひとつ

日本再興戦略(2013.6.14 閣議決定)では、世界的に拡大する「食市場」の獲得へ、農林水産物・食品の輸出額を 2020 年までに 1 兆円に倍増させ。その実績を基に 2030 年に 5 兆円にすることを目標にしています。

○ 輸出先のほとんどで HACCP が制度化されている。

・食品の輸出を拡大するためには HACCP を制度化する必要がある

《実態は》

輸出を拡大するためと称していますが、実態は国内の農民・農業を守ることで、一部の企業が海外で儲けるようにすることや輸入を増やすことが優先されています。実際に TPP11 発効や日米 FTA(自由貿易協定)交渉などを進めており、日本農業をより一層衰退させる施策となっています。

＜参考＞農水省の「FBI」作戦

・世界の料理界での日本食材の活用推進
(Made FROM Japan)

・日本の「食文化・食産業」の海外展開
(Made BY Japan)

・日本の農林水産物・食品の輸出
(Made IN Japan)

この取組を、FROM、BY、IN の頭文字をとって、**FBI 戦略**と呼んでいる。

②規制改革推進会議の答申(企業が活動しやすい国にするために)の実現

規制改革実施計画(2018年6月 15日閣議決定)によると、2020 までに営業の許認可など事業負担の重い分野について、行政手続きコストを 20% 以上の削減を目指すとしています。

《このため政省令の改正では》

食品の営業許可業種等を見直して大幅に整理統合して事業者負担を軽く(規制を緩める)しようとしています。また、これまでの各自治体の産業構造や消費実態に応じた法規制が廃止や簡略化されることとなります。

③自主管理のさらなる推進

HACCP の制度化で食品輸出事業者が海外

規制改革推進会議の答申(抜粋)

○ 行政手続き簡素化の 3 原則

- ・行政手続きの電子化の徹底
- ・同じ情報は一度だけの原則
- ・書式・様式の統一

○ 重点分野と削減目標

「営業の許可・認可に係る手続き」「社会保険に関する手続き」「国税」「地方税」「補助金の手続き」……削減目標行政手続きのコスト(事業者の作業時間)を 20% の削減などが盛り込まれています。

で事業展開ができるようにすることと、国内的には自主管理で監視指導の簡素化が図られようとしています。

HACCPとは「事業者自らが食中毒菌汚染等の危害要因をあらかじめ把握(Hazard Analysis)し、原材入荷から給食提供までの工程で、危害要因を除去低減させる特に重要な工程(Critical Control Point)を決め、特別に管理し製品の安全性を確保する手法。」です。

○ HACCPの本質は【事業者自ら】がポイント。

HACCPでは事業者に自己責任が求められ、その分規制が緩くなるおそれがあります。

④2020年の東京オリンピック・パラリンピック向け

当初は国際的な安全管理方法を取り入れ、東京オリンピック・パラリンピックにくる外国人に食の安全をアピールするものと強調されたが、実態として間に合わないし、それほど重要視していなように思われます。ただ先行してHACCP対応ができる大規模事業者等にとっては宣伝材料として使える可能性があります。

⑤少子高齢化、食生活の変化への対応

改正理由の課題として、少子高齢化、食生活の変化への対応をあげていましたが、実際は広域連携のみで、その他の問題解決の方策が示されていません。

現状は、幼児のO157対策や独居老人への食の安全対策などが重要になっていますが、子育て世帯(施設)や弁当配送業者の安否確認に任せで良いかという課題が残ります。

●HACCP制度の導入で、食品の営業許可はどうか

HACCPの対応ができないと営業ができないのか？

—HACCPは食品等事業者が実施すべき管理運営基準であり、許可条件にはならない

常温で保存可能な包装済み食品のみを販売する営業など、公衆衛生に与える影響が低いと考えられる業種以外の全ての施設で一般衛生管理とHACCPの「衛生管理計画」をたてることを義務付けられます。

厚生労働省の説明では、「許可申請の時点では確認できないものを許可基準に入れることはできないので、衛生管理計画の策定や実行は監視指導時、更新時等に確認していくとのことである」といっています。

ただし、もし事故を起こせば「衛生管理計画書」を確認したうえで再開させることなどが予想されます。

—制度化されれば入札等の条件になる？

しかし、制度化されれば義務化のよう扱われ、給食事業やテナントを受託する際は、「衛生管理計画書」の提出が入札の条件になるおそれがあります。

●保健所等の監視指導は

当面はHACCP制度の理解を深めることが重点

①HACCP制度への理解を深める努力が求められる。

HACCPが制度されると管理運営事項として営業に際して守らなければならない基準なので、許可申請時(営業始め時)、あるいは日常的に保健所は事業者がHACCP対応できるように指導することになります。

②「衛生管理計画書」の作成指導と適正に運用されているかの現場指導力の向上

日常監視時や営業許可更新時には、実施している一般衛生管理とHACCPについての「衛生管理計画書」が適正に運用されているかのチェックをします。

将来的には、衛生監視指導は「衛生管理計画書」を見て、計画書とおりに作業が出来ているかを記録表などで確認するようになるとしています。

中小零細食品事業者にとっては多大な負担になる恐れがあります。保健所等の行政がより親身に具体的に食の安全に役立ように援助することが求められます。

食品衛生法改正懇談会取りまとめによれば、「国と都道府県等は十分に連携を図りながら、事業者に対してきめ細かい支援を行っていくとともに、より効率的な支援を行うため、業界団体等との連携を図っていく必要があり、また研修の充実等により食品衛生監視員の資質向上を図り、体制強化に努める必要があること。」としており、保健所がだめなら業界団体にお願いすることになりそうです。

●終わりに

—背景となった事象への具体的な対応策を

食品衛生法改正の背景とされた少子高齢化や中食や調理食品へのニーズの増加に対する方策が不十分です。広域連携だけで済ますのではなく、中小の食品工場の衛生管理についての具体的な指導や援助する方策が求められます。

食品衛生法の一部改正は、全体として、規制緩和、大規模事業者や食品の輸出入業者のための改正のようになっています。

今後の政省令の改正等で、国民・消費者、中小零細事業者にとっても有用で食の安全に寄与できる法改正になることを期待します。